

# 全農薬通報

No.277

平成24年2月25日

\*\*\*\*\* も く じ \*\*\*\*\*

◎組合からのお知らせ

- ・行事報告
- ・組合員の動き等
- ・訃報

◎主な行事予定

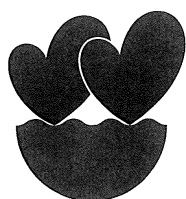
- ・全国農薬協同組合
- ・全国農薬業厚生年金基金
- ・植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ

- ・平成23年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告状況  
及び平成24年度以降に向けた安全対策の徹底について

◎全農薬ひろば

- ・ストック



## 全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル  
電話 03-3254-4171 Fax.03-3256-0980  
<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail:info@znouyaku.or.jp

## 組合からのお知らせ

### 1. 農薬工業会平成24年度賀詞交歓会

日時：平成24年1月5日（木）、12時30分～14時00分

場所：経団連会館2F「経団連ホール」

出席者：青木理事長、宇野副理事長、鈴木常務理事、金子常務理事、松木理事相談役  
北濱ＩＴ・広報委員長、羽隅コンプライアンス委員長

全農薬事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

#### ○平成24年 農薬工業会賀詞交歓会福林会長挨拶



新年あけましておめでとうございます。皆様にはさわやかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。本日は、ご多忙の中、農薬工業会の賀詞交歓会へご出席を頂きまして誠にありがとうございます。日頃から当会にお寄せ頂いている皆様方のご支援、ご協力に、心より感謝申し上げますとともに、本年も同様によりしくお願い申し上げます。はじめに昨年の3月11日に発生

した東日本大震災とそれに続く東京電力福島第一原子力発電所の事故では多くの方が被災され、年が改まった今も、ご不自由な生活を余儀なくされ、また癒される事のない深い心の傷を抱えたままの方も多いことと思います。農業の分野でも、津波の被害でいまだ作付けの目処も立たない場所や、土壌が放射能で汚染され農産物の出荷に不安を抱える農家も少なくはないでしょう。被災された方々、農業被害に遭われた方々に改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

さて、2011年を振り返りますと、東日本大震災と津波、福島第一原子力発電所事故、台風12号・15号被害、歴史的な円高水準の定着、また世界では、ギリシャ財政危機に端を発した欧州経済危機、北朝鮮の金正日総書記の突然の死去等々先行きの見えない困難な世相を反映した年だったと思います。2012年についても、欧州、米国、日本のいずれも景気回復が不透明な状況であり、金融政策も財政政策も手詰まりで、荒れる辰年を覚悟しなければならない年と予想されているようです。

去年は、世界の人口が70億人を超え、2050年には90億人を超えると予測されています。食料需要の増加は明白であり、食料用の農作物だけでなく、食肉生産に必要な飼料作物、バイオ燃料の原料作物も生産が増加する可能性があります。今ほど農業が魅力的な時代はありません。ただ、食料増産のため、開拓できる農耕地には限りがあり、生産効率の向上が不可欠で、農作物の量や質を維持・向上させるため、農薬の役割はますます重要

になります。

日本ではコメの生産調整、農産物価格の低迷等、世界の状況に比べると農業生産者の方々にとって好ましい環境とは言えない状況ではあります。しかし、我が国の農産物は、高品質且つ安全、また、安心感の点で国内のみならず海外の方々からも高い評価を得ており、今後栽培規模の拡大、的確なマーケティング施策、アジアを中心とした輸出等で農業の発展が期待できると信じております。我々も微力ながら何らかの取り組みが出来ないものか模索しているところです。

このような厳しい状況下で、わが国がなすべき課題は、東日本大震災からの復旧・復興、原発事故の早期終結とともに、日本経済の成長戦略の推進であります。

さらにわれわれ農業に関連する業界にとっての最大優先課題は、世界的な食糧危機が現実化しつつある今日、安定的な食料の確保に向けたゆるぎない農政ビジョンの元に、魅力ある地域農業の再生を図り、将来にわたってしっかりとした農業基盤を確立することが肝要と考えます。

政府も昨年8月に「高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興との両立」を目的に掲げた「食と農林漁業の再生実現会議」の中間提言を公表しています。この提言の中では、担い手の確保、経営規模の拡大等に加え生産資材の低コスト化についても触れられているところであり、これらのたくさんの課題を一つ一つ解決して進まなければなりません。

自給率の向上、担い手確保、経営規模の拡大等のどれをとっても、農産物の安全性の確保と的確な病害虫防除が不可欠で、そこでの農業の役割は引き続き非常に重要な位置を占めるものと考えているところです。その重要な役割を担う農業について、使用する農家は勿論のこと、消費者にもわかりやすい情報を伝達し、正しい理解を醸成することも、今後の持続的で健全な農業発展にとって非常に大切な事です。

農薬工業会は、大きな変動が予想される我が国の農業を取りまく環境の中でしっかりと足下を見据え、農産物の安定生産に不可欠な資材である農薬の供給や安全性への信頼確保に向けて一層の努力を続け、そのことを通して我が国の農業の維持発展に今後も引き続き貢献してまいりたい所存です。

今年の農薬工業会の課題として第一に、農林水産省の「我が国における農薬登録制度上の課題と対応方針」への的確な対応が挙げられます。農薬工業会では、昨年7月に組織横断の『農薬登録制度特別対応チーム』を発足させました。日本の農業に必要な農薬を継続的に供給するため、日本の農業事情にあった適切な農薬登録制度の構築に向けて、必要な意見発信を行っていく考えです。

第二に、情報化関連事業の強化が重要案件となります。

消費者対象に農薬ゼミを継続し、テレビ・ラジオ・雑誌等のメディアを通じた農薬に関わるポジティブな情報やトピックスを発信いたします。報道関係者の方々との情報交換会、教育関係者の方々対象のセミナー実施等従来の活動も継続するとともに、今年はさらに一

般用ホームページの刷新、会員ホームページの充実をはかります。

また、農薬使用現場での「農薬の適正使用に関する活動」において、適正使用、リスクマネジメント教育、指導の要請を受け、講師を派遣しておりますが、本年度は現場の需要に対応するためその件数を増やすことを計画しています。

農業と農薬を取り巻く経営環境が激変する中、柔軟で弾力的かつ迅速な諸問題への対応を心掛けてまいります。日本の農業、また農薬業界の持続的な発展のため、貢献していきたいと考えております。

今年は辰年です。辰の意のように辛抱つよく、根をしっかりと張り、さらに伸びていくような年であることを信じています。

新しい年がわれわれにとりましてよき年でありますよう祈念するとともに、本日ここにお集まりの皆様方の益々のご多幸、ご健勝をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

#### ○来賓挨拶（概要）

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長挨拶概要は以下の通り。



- ・2008 年の世界的な食料価格の高騰以降、国及び食品企業は農業に対して積極的に投資。世界的には農業資材への需要は大きく増進。

- ・他方、国内の農薬市場は、急激な需要喪失はないものの、昨年の東日本大震災の影響もあり、暫時、縮小傾向にある。

- ・農林水産省では、昨年末に、食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成 23 年 10 月）に関する取組み方針を公表。日本農業の持ち味の再構築の項目の中に食品の安全性を向上させる施策や地域特産物等の適切な防除のために農薬登録拡大の方策を位置づけている。

- ・農薬は農業生産の安定にとって不可欠な資材。農薬取締法の登録のもとで適正に使用されることが、食品、作業者、環境への悪影響を防止する上で重要。

- ・国内の農薬行政は、ここ数年来、国際規律への調和と科学に基づく透明性の高い行政を目指して施策を実施してきている。平成 21 年 9 月に我が国農薬行政の課題と対応方針を示したところである。

- ・1) 農薬登録に係る作物分類の策定、2) 登録申請書類の様式の改善、3) 要求試験ガイドラインの策定とデータの整備、4) 再評価の制度化、5) 使用時安全評価の改善等、個々の課題に優先度をつけて具体的に取り組む。

- ・具体的な検討案がまとまれば、関係者への情報提供、意見交換が重要。

- ・これらの対応方針は、農薬企業の経営に大きく影響すると認識。早期に検討案を示し透明性の高い農薬行政の実施により、国内や海外における投資や規制のリスク・コスト軽減

のための企業経営判断に大いに資することを期待。

- ・農薬行政の重要なステークホルダーとして農薬企業、農薬工業会の役割は重要。各企業においても農薬登録部門の強化を是非ともお願いしたい。

- ・農薬の適正使用についても関係者のご尽力を頂いているところ。農薬対策室でも昨年来、残留基準の超過事例への対応を強化し、再発防止のための指導の徹底を都道府県とともに取り組んでいるところ。また、販売禁止農薬の回収についても、農業者団体やメーカー等の協力の下で進めている。引き続きご協力をお願いする。

- ・最後に、農薬行政への関係者の理解と協力を改めてお願い致します。（文責：宮坂）

## 2. （社）日本植物防疫協会シンポジウム「防除指針・防除暦を考える」

日時：平成24年1月12日（木）、10時～17時30分

場所：日本教育会館一ツ橋ホール

開催趣旨：我国の農業は、作物の種類、栽培形態、規模等多様であり、健全な農業生産を維持するためには、きめ細かな防除指導が必要です。

防除指針や防除暦は、病虫害防除指導のツールとして重要な役割をはたしてきましたが、生産現場や指導体制などの環境が大きく変化している中で、現場の問題点や課題をあらためて見直し、共有するとともに今後の展開方向を探ります。

参集範囲：国及び都道府県の行政・試験研究機関・普及指導機関、独立行政法人大学、JA、農薬企業、防除機企業及び関係団体

プログラム（講演内容、講師）：

- ・開会

- ・病虫害防除指導と防除指針・防除暦

アグロカネショウ(株)（元静岡県柑橘試験場） 古橋 嘉一氏

- ・JAグループ防除暦運動の歴史と今後の展開方

JA全農肥料農薬部 塚田 悟氏

- ・防除指針、防除暦作成の現状と課題

山梨県果樹試験場 功刀 幸博氏

- ・群馬県における防除指針作成の現状と課題

群馬県農政部技術支援課 漆原 寿彦氏

- ・防除暦作成の現状と課題

JA全農千葉県本部営農販売企画部 加藤 浩生氏

- ・農薬の普及推進からのアプローチ（新規技術の普及推進事例を通して）

三井化学アグロ(株)営業本部マーケティング部 大江 桜麻氏

- ・農薬の普及推進からのアプローチ

日本農薬(株)マーケティング部 矢野 博久氏

- ・農産物の輸出促進を見据えた防除指導の提案

シンジェンタジャパン(株)安全推進部

今瀧 博文氏

出席者：全農薬事務局（堀江専務理事）

### 3. 農業資材審議会農薬分科会（第13回）の開催について

- ・日時：平成24年1月18日（水）、午前10時～午前11時
- ・場所：農林水産省 本館4階 第2特別会議室
- ・議題：

（1）農薬取締法第9条第2項の規定により販売を禁止する農薬の指定について（諮問）エンドスルファン（ベンゾエピン）

（2）その他

- ・出席者：堀江専務理事（農業資材審議会農薬分科会臨時委員）、宮坂技術顧問（傍聴）

（参考）

#### 農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令案について

##### 1. 現行制度の概要

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第9条第2項において、農薬の使用に伴い、人畜に危険を及ぼす恐れ、農作物等への残留による人畜への被害、水産動植物への被害、水質汚濁が生じることによる人畜への被害が生じる恐れ（同法第3条第1項第2号から第7号までに規定する事態）がある場合には、農薬の販売の禁止を定める省令（平成15年農林水産省令第11号）に規定することにより、農薬の販売及び使用を禁止することができる」とされている。

##### 2. 省令改正の趣旨

1）残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においては、人や生物への毒性が高く、環境中での残留性、生物濃縮性等が懸念される化学物質を特定し、同条約の附属書に当該物質を規定して、その製造、使用の廃絶等を行うことを定めている。

2）同条約附属書A（製造、使用の禁止または廃絶）の規制対象物質のうち、農薬用途のあるものについては、国内担保措置として、農薬取締法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売禁止を定める省令で指定し、販売及び使用を禁止している。

3）昨年4月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、新たにエンドスルファン（ベンゾエピン）が指定された。エンドスルファンは農薬用途に関連する物質であることから、国内担保措置として、農薬の販売の禁止を定める省令について、エンドスルファンを追加する改正を行い、その販売及び使用を禁止する。



#### 4. 第76回植物防疫研修会

- ・日時：平成24年1月23日（月）13：00～1月27日（金）16：30
- ・場所：（社）日本植物防疫協会本部（東京都北区中里2-28-10）
- ・全農薬組合員33名（農薬工業会32名、外部受講者7名）が受講
- ・出席者：田中安全協会長、宮坂技術顧問

○今回の参加者は全体で72名と多く、研修に応募された皆さんの中には応募者多数で次回研修へ廻って頂いた方もあり、大変失礼しました。

○熱心に試験問題に取り組む研修生



○研修開所式で挨拶する（社）日本植物防疫協会 山口理事長



○研修の様子



○熱心に受講する研修生



○修了式の様子



○挨拶する田中安全協会長

○農薬安全コンサルタントの証を渡す



○近藤理事から修了証を受け取る成績優良者    ○永田研修委員長からの総括談  
(研修総括)

全農薬からは 33 名が研修に参加した。今回はこれまでの研修に比較し、修了試験の成績が悪かった。試験の成績がすべてではないが、農薬コンサルタントとして農薬の正しい使い方を指導できる程度の知識は習得して頂きたい。研修では沢山の参考書をお持ち帰り頂いているので、青木理事長の提案する「処方箋」の書ける農薬コンサルタントを目指して



頑張ってください。

#### 5. (社)全国肥料商連合会・全国複合肥料工業会共催講演会及賀詞交換会

- ・日時：平成24年1月23日（月）14：30～18：00
- ・場所：東京ガーデンパレス
- ・特別講演：「農業6次産業化について」  
農林水産省食料産業局長 針原 寿朗 氏
- ・出席者：全農薬事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

#### 6. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

- ・日時：平成24年1月26日（木）、13時30分～15時
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・内容：平成24年度の課題取組について

出席者（メーカー）：

シンジェンタジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学工業(株)、MeijiSeika ファルマ(株)、  
バイエルクロップサイエンス(株)、丸和バイオケミカル(株)、石原バイオサイエンス(株)、  
三井化学アグロ(株)、サンケイ化学(株)、(株)電算システム。

事務局（堀江専務理事）

#### 7. 平成24年度 除草剤適正使用に関するキャンペーンについて

- ・日時：平成24年1月31日（火）13：30～15：15
- ・場所：財団法人 日本植物調節剤研究協会 3階会議室
- ・内容：平成24年度の初期使用除草剤の適正使用キャンペーンについて
- ・出席者：全農薬事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

#### 8. 全農薬地区会議

全国農薬協同組合の地区会議は2月7日の北陸地区(金沢市)を皮切りに2月23日の北



海道まで八カ所で開催された、今回は、農林水産省農薬対策室の課長補佐の皆様による「農薬に係る農政上の今日の話題について」のご講演と、内閣府公正取引委員会事務局調整課農林水産業・サービス業係長白石幸輔氏による「農協と独占禁止法について」、(公益財団法人)日本植物調節剤研究協会技術第一課長 田中十城氏による「除草

剤の新規登録薬剤の特徴と新規化合物情報について」と各農政局消費・安全部安全管理課の皆さんによる「農政局管内における植物防疫及び農薬関係行政について」についてご講演頂いた。

全農薬内部では、かねてから地区会議のマンネリ化が議論されており、農薬コンサルタントの更新研修を兼ねた地区会議のあり方が議論されている。

今回は、一部この問題を意識した会議進行内容となっている。また、青木理事長が体調を崩された関係上、宇野副理事長がすべての会場を回る強行スケジュールとなったが、若さと体力でこれを乗り切られた。

#### ○北海道地区（2月23日）札幌総合卸センター

講演 農薬に係る農政上の今日的话题について  
農林水産省農薬対策室課長補佐 石岡知洋 氏

#### ○東北地区（2月21日） ホテルメトロポリタン盛岡 NW

講演 植物防疫及び農薬関係行政について  
東北農政局安全管理課 生産資材管理係長 佐藤 茂雄 氏  
講演 農協と独占禁止法について  
公正取引委員会事務局経済取引局調整課農林水産業・サービス業係長  
白石 幸輔 氏

#### ○関東・甲信越地区（2月14日）メルパルク東京

講演 植物防疫及び農薬関係行政について  
関東農政局安全管理課 生産資材管理係長 平田 昇 氏  
講演 除草剤の新規登録薬剤の特徴と新規化合物情報について  
（公益財）日本植物調節剤研究協会 技術第一課長 田中十城 氏

#### ○北陸地区（2月7日）石川県農業共済会館

講演 植物防疫及び農薬関係行政について  
北陸農政局安全管理課 植物防疫係長 児嶋 玲史 氏  
講演 農薬に係る農政上の今日的话题について  
農林水産省農薬対策室課長補佐 楠川 雅史 氏

#### ○東海地区（2月9日）メルパルク名古屋

講演 植物防疫及び農薬関係行政について  
東海農政局安全管理課 課長補佐 堀切正賀寿 氏  
講演 農薬に係る農政上の今日的话题について  
農林水産省農薬対策室課長補佐 入江真理 氏

○近畿地区（2月8日）大阪ガーデンパレス

講演 植物防疫及び農薬関係行政について

近畿農政局安全管理課 生産資材管理係長 山本 将巳 氏

講演 農協と独占禁止法について

公正取引委員会事務局経済取引局調整課農林水産業・サービス業係長

白石 幸輔 氏

○中国・四国地区（2月15日）メルパルク岡山

講演 植物防疫及び農薬関係行政について

中国・四国農政局安全管理課 生産資材管理係長 戸田 武史 氏

講演 農薬に係る農政上の今日的话题について

農林水産省農薬対策室課長補佐 石岡知洋 氏

○九州地区（2月16日）福岡ガーデンパレス

講演 植物防疫及び農薬関係行政について

九州農政局安全管理課 生産資材管理係長 花田 令 氏

講演 農薬に係る農政上の今日的话题について

農林水産省農薬対策室課長補佐 石岡知洋 氏



○組合員だけよる地区会議の様子(中国・四国地区)

## 組合員の動き等

### 1. 支部長、卸商組合代表者交替（敬称略）

#### 支部長

##### 【新潟県】

（旧）：上原敦 → （新） 大坂芳正 （株）バイタルグリーン

#### 卸商組合

##### 【和歌山県】

（旧）橋爪清彦 → （新） 垣本博司 日本農事（株）

### 2. 安全協幹事交替（敬称略）

#### 【秋田県】

- ・新幹事：池田憲亮 池田薬品（株）（旧幹事：天明仁）

#### 【栃木県】

- ・新幹事：江場昭弘 （株）栗原弁天堂（旧幹事：赤羽根信夫）

#### 【山口県】

- ・新幹事：沖本敦 三笠産業（株）（旧幹事：小坂正範）

### 3. 組合員営業所移転

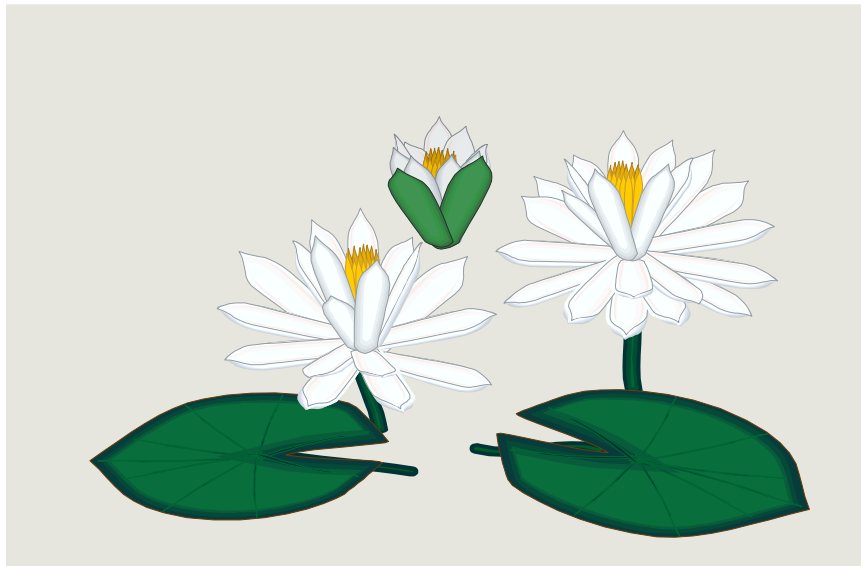
- ・組合員名：小柳協同株式会社 旭川営業所
- ・新住所：〒079-8442 旭川市流通団地2条5丁目42番地
- ・所長：早川 正孝
- ・電話番号：0166-73-4174 FAX：0166-46-1123
- ・営業開始日：平成24年1月30日（月）

### 4. 組合員社名変更

- ・新社名：株式会社池田（旧社名：池田薬品商事株式会社）
- ・社名変更時期：平成24年4月



## 訃 報



株式会社日の丸産業社の代表取締役会長松本恒一様におかれましては平成24年2月3日ご逝去されました。(享年85歳)葬儀は故人のご遺志により、2月7日(火)密葬にて執り行われました。謹んでお悔やみ申し上げます。(合掌)

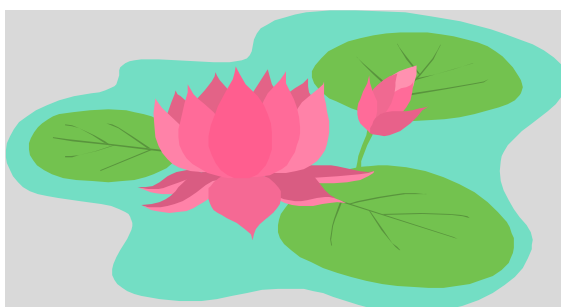
お別れの会は以下の日程で執り行われました。

日時：平成24年2月14日(火) 13時30分～

場所：札幌パークホテル

喪主：松本清子様(ご令室)

葬儀委員長：飯田進作(株式会社日の丸産業社 代表取締役社長)





## 主な行事予定

### 〔全国農薬協同組合〕

- 4月13日（金） 第257回理事会  
7月10日（火） 農薬シンポジウム（岐阜市十六プラザ大会議室）  
7月19日（木） 第39回安全協常任幹事会（全農薬会議室）  
賛助会員との意見・情報交換会（東京ガーデンパレス）  
9月13日（木） 第258回理事会  
10月26日（金） 監査会  
11月20日（火） 第259回理事会  
11月21日（水） 第47回総会・第35回安全協全国集会・情報交換会（海運クラブ）  
第260回理事会（海運クラブ）  
12月 6日（木） 第261回理事会

### 〔全国農薬業厚生年金基金〕

- 9月14日（金） 第62回理事会、第48回代議員会  
11月20日（火） 第63回理事会、第49回代議員会

### 〔その他植防団体総会等〕

#### （社）日本植物防疫協会

- 5月15日（火） 監査会及び理事会（日植防会議室）  
5月31日（木） 総会（ホテルラングウッド）

#### （公益財）日本植物調節剤研究協会

- 3月23日（金） 理事会  
4月 6日（金） 臨時理事会（予定）  
5月18日（金） 評議員会・理事会

#### （社）農林水産航空協会

- 3月9日（金） 理事会・総会（都道府県会館）  
5月24日（木） 理事会  
6月14日（木） 総会

#### （財）残留農薬研究所

- 3月27日（火） 理事会・評議員会（法曹会館）  
5月29日（火） 理事会・評議員会（法曹会館）

#### （社）緑の安全推進協会

- 3月16日（金） 理事会・総会（南青山会館）  
5月22日（火） 理事会・総会（南青山会館）

## 行政からのお知らせ

23 消安第 4959 号

平成 23 年 1 月 28 日

北海道農政部長  
各地方農政局消費・安全部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

〔農林水産省〕消費・安全局植物防疫課長

平成 23 年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の  
報告状況及び平成 24 年度以降に向けた安全対策の徹底について

無人ヘリコプターによる空中散布等に当たっては、従前より、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成 3 年 4 月 22 日付け 3 農蚕第 1974 号農蚕園芸局長通知。以下「指導指針」という。）等により、安全かつ適正な実施の指導をお願いしているところである。また、無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故（以下「無人ヘリ事故」という。）情報については、「無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について」（平成 23 年 1 月 28 日付け 22 消安第 7704 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）に基づき報告頂いているところである。

本年 11 月までに報告のあった無人ヘリ事故情報の分析を行ったところ、下記 1 のとおり、事前の確認不足や操作要員と補助員との連携不足等を原因とする、電線等の架線への接触事故が多かったことが明らかとなった。

このため、この状況を踏まえ、事故防止のポイントを検討し、下記 2 に取りまとめたので、次年度以降の無人ヘリコプターによる空中散布等の実施に当たっては、事故防止のポイントに十分に留意した上で、指導指針に基づく安全対策が徹底されるよう、【貴局管内の都府県に対し】改めて指導をお願いする。

また、【各都府県の】無人ヘリ事故情報の報告体制について今後とも強化頂くよう、【貴局管内の都府県に対し】依頼願いたい。

## 記

### 1 無人ヘリ事故の報告状況（詳細は別添１のとおり）

#### （１）事故の内容

| 内 容      | 件数 | 内 訳                                           |
|----------|----|-----------------------------------------------|
| ①人 身 事 故 | 0  | —                                             |
| ②物 損 事 故 | 43 | 架線（電線等）への接触：38件（88％）<br>電 柱 等 へ の 接 触：5件（12％） |
| ③農 薬 事 故 | 0  | —                                             |
| ④その他の事故  | 0  | —                                             |

#### （２）事故原因

| 事 故 原 因                                | 件数※ |
|----------------------------------------|-----|
| ①事前の確認不足による、危険箇所の見落とし                  | 21  |
| ②操作要員と補助員との連携不足（情報共有不足、配置が不適切、指示の遅れ等）  | 27  |
| ③操作要員の操作ミス、目測誤り                        | 19  |
| ④飛行の高度、方向等が不適切（高度が高い・低い、架線等障害物に向けた飛行等） | 22  |
| ⑤その他（散布実施の判断が適切であったか、等）                | 7   |

※1件の事故に対し複数の事故原因があるものを含む。

### 2 事故防止のポイント（別添２参照）

#### （１）散布ほ場及びその周辺の事前確認の強化、徹底

- ① 実施主体は、散布ほ場及びその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだほ場地図を作成し、散布実施前までに散布実施者に配布すること。
- ② 散布実施者は、散布直前に行うほ場及びその周辺の実地確認（以下「直前の下見」という。）の際、①の地図を用い、地図に記載された危険箇所を確認するとともに、記載されていない危険箇所がないか確認すること。特に、細い架線、電柱支線等の視認しにくい危険箇所の有無について十分に確認すること。

(2) 操作要員と補助員の連携強化

- ① 直前の下見は操作要員と補助員が共同で実施し、危険箇所等の情報を確実に共有すること。
- ② 飛行経路、操作要員と補助員等の配置については、直前の下見の結果を考慮して、再度検討した上で確定すること。
- ③ 散布実施時、補助員は、操作要員の注意不足や思い込み、目測誤り等の可能性も考慮した上で、散布状況を常に的確に操作要員に伝達すること。

(3) その他

- ① 安全対策の検討、実施に際しては、散布実施者のみならず、散布委託者等を含めた関係者で連携すること。
- ② 十分な安全対策を実施できない場合には、散布を行わないこと。
- ③ 危険箇所や過去の事故等の情報については、ほ場地図に記載し保存する方法により、次回以降の散布実施者に確実に引継ぐこと。

(施行注意)

- 1. [     ] 内は北海道宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てに付する。
- 2. 【     】 内は、各地方農政局宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てに付する。
- 3. ~~~~~ は、関東農政局宛てには都県とし、近畿農政局宛てには府県とし、その他地方農政局宛て及び内閣府沖縄総合事務局宛てには県とする。

## 平成23年度 無人ヘリコプター事故概要一覧

## 事故原因

- ①事前の確認不足による、危険箇所の見落とし  
 ②操作要員と補助員との連携不足(情報共有不足、配置が不適切、指示の遅れ等)  
 ③操作要員の操作ミス、目測誤り  
 ④飛行の高度、方向等が不適切(高度が高い・低い、架線等障害物に向けた飛行等)  
 ⑤その他(散布実施の判断が適切であったか、等)

| 番号 | 年月日      | 使用目的 | 事故概要                                     | 被害状況                              | 事故原因 |   |   |   |   |
|----|----------|------|------------------------------------------|-----------------------------------|------|---|---|---|---|
|    |          |      |                                          |                                   | ①    | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 1  | H23.4.28 | 小麦防除 | 電話線に接触し墜落                                | 電話線切断<br>機体損傷                     |      |   |   | ○ |   |
| 2  | H23.5.10 | 小麦防除 | 電話線に接触し墜落                                | 電話線切断(不通:1戸)<br>機体損傷              | ○    |   |   |   |   |
| 3  | H23.5.10 | 小麦防除 | 電線に接触しそのまま宙吊り                            | 電線切断(停電:1戸)<br>機体損傷               |      |   | ○ |   | ○ |
| 4  | H23.6.9  | 小麦防除 | 電線に接触し墜落                                 | 電線切断(停電:320戸)<br>機体損傷             |      |   | ○ | ○ |   |
| 5  | H23.6.27 | 水稻防除 | 電柱に接触し墜落                                 | 機体損傷<br>(電柱損傷なし)                  |      | ○ |   | ○ |   |
| 6  | H23.7.13 | 水稻防除 | 電線に接触<br>切断した電線が民家の窓ガラスを損傷               | 電線切断(停電なし)<br>民家の窓ガラス1枚損傷<br>機体損傷 |      | ○ |   | ○ |   |
| 7  | H23.7.24 | 水稻防除 | 電線に接触し墜落                                 | 電線切断(停電:40戸)<br>機体損傷              | ○    | ○ | ○ | ○ |   |
| 8  | H23.7.25 | 水稻防除 | 防風ネットの支柱に接触し墜落<br>機体の破片が民家の外壁と窓ガラス、網戸を損傷 | 民家の外壁タイル3枚、ガラス1枚、網戸1枚損傷<br>機体損傷   |      | ○ | ○ |   |   |
| 9  | H23.7.26 | 水稻防除 | 電線に接触し墜落                                 | 電線損傷(切断なし)<br>機体損傷                |      |   |   | ○ |   |
| 10 | H23.7.26 | 水稻防除 | 架線(共同アンテナのケーブル)に接触しそのまま宙吊り               | 架線(共同アンテナのケーブル)切断<br>機体損傷         | ○    | ○ |   |   |   |
| 11 | H23.7.28 | 水稻防除 | 電線に接触し墜落                                 | 電線損傷(切断なし)<br>機体損傷                | ○    | ○ |   |   |   |
| 12 | H23.7.28 | 水稻防除 | 電話引込線に接触し墜落                              | 電話引込線損傷<br>(不通:1戸)<br>機体損傷        |      | ○ | ○ |   | ○ |
| 13 | H23.7.30 | 水稻防除 | 電話線に接触し墜落                                | 電話線切断<br>機体損傷                     |      |   | ○ | ○ |   |



| 番号 | 年月日      | 使用目的 | 事故概要                       | 被害状況                        | 事故原因 |   |   |   |   |
|----|----------|------|----------------------------|-----------------------------|------|---|---|---|---|
|    |          |      |                            |                             | ①    | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 14 | H23.7.31 | 水稲防除 | 電話引込線に接触し墜落                | 電話引込線切断(未使用のため不通なし)<br>機体損傷 | ○    | ○ |   |   |   |
| 15 | H23.8.2  | 水稲防除 | 電線に接触し墜落                   | 電線切断(停電なし)<br>機体損傷          |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 16 | H23.8.2  | 水稲防除 | 電話線に接触し墜落                  | 電話線切断(不通:1戸)<br>機体損傷        | ○    |   | ○ | ○ |   |
| 17 | H23.8.3  | 水稲防除 | 操作ミスにより墜落<br>墜落の際、建物壁面等に接触 | 建物壁面等損傷<br>機体損傷             |      |   | ○ | ○ |   |
| 18 | H23.8.4  | 水稲防除 | 電話線に接触し墜落                  | 電話引込線切断<br>(不通:1戸)<br>機体損傷  |      |   | ○ | ○ |   |
| 19 | H23.8.4  | 水稲防除 | 架線(地区の防災無線)に接触し墜落          | 架線切断<br>機体損傷                | ○    | ○ |   |   |   |
| 20 | H23.8.8  | 水稲防除 | 電線に接触し墜落                   | 電線損傷(切断なし)<br>機体損傷          | ○    | ○ |   |   |   |
| 21 | H23.8.8  | 水稲防除 | 電話引込線に接触                   | 電話引込線切断<br>(機体損傷なし)         | ○    | ○ |   | ○ |   |
| 22 | H23.8.8  | 水稲防除 | 電線に接触し墜落                   | 電線損傷(切断なし)<br>機体損傷          |      | ○ |   | ○ |   |
| 23 | H23.8.9  | 水稲防除 | 架線(電柱最上部アース線)に接触           | 機体損傷<br>(架線切断なし)            | ○    | ○ |   |   |   |
| 24 | H23.8.9  | 水稲防除 | 電話引込線に接触し墜落                | 電話引込線切断<br>機体損傷             | ○    | ○ |   |   |   |
| 25 | H23.8.9  | 水稲防除 | 電線に接触し墜落                   | 機体損傷<br>(電線切断なし)            | ○    |   | ○ | ○ |   |
| 26 | H23.8.10 | 水稲防除 | 電線に接触し墜落                   | 電線切断(停電:106戸)<br>機体損傷       | ○    | ○ |   | ○ |   |
| 27 | H23.8.10 | 水稲防除 | 散布ほ場隣接住宅敷地の庭木の枝に接触し墜落      | 庭木の枝を切断<br>機体損傷             |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 28 | H23.8.12 | 水稲防除 | 電線に接触し墜落                   | 電線切断(停電:約160戸)<br>機体損傷      | ○    |   | ○ |   | ○ |

| 番号 | 年月日      | 使用目的 | 事故概要                                               | 被害状況                  | 事故原因 |   |   |   |   |
|----|----------|------|----------------------------------------------------|-----------------------|------|---|---|---|---|
|    |          |      |                                                    |                       | ①    | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 29 | H23.8.12 | 水稻防除 | 架線(町内放送のケーブル)に接触し墜落                                | 架線切断<br>機体損傷          | ○    |   |   |   |   |
| 30 | H23.8.13 | 水稻防除 | 電線に接触し墜落                                           | 電線損傷(切断、停電なし)<br>機体損傷 |      | ○ |   |   | ○ |
| 31 | H23.8.14 | 水稻防除 | 電線に接触し墜落                                           | 電線切断(停電なし)<br>機体損傷    |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 32 | H23.8.17 | 水稻防除 | ほ場内の竹支柱に接触後、<br>架線(ケーブルテレビ及び有<br>線放送の電線)に接触し墜<br>落 | 架線切断<br>機体損傷          | ○    |   |   |   |   |
| 33 | H23.8.19 | 水稻防除 | 電柱に接触し墜落                                           | 機体損傷<br>(電柱損傷なし)      | ○    |   |   |   | ○ |
| 34 | H23.8.20 | 水稻防除 | 電話線に接触し墜落                                          | 電話線切断(不通:1戸)<br>機体損傷  | ○    | ○ |   |   |   |
| 35 | H23.8.20 | 水稻防除 | 電話線に接触し墜落                                          | 電話線切断(不通:5戸)<br>機体損傷  |      |   |   |   | ○ |
| 36 | H23.8.20 | 水稻防除 | 電話線に接触し墜落                                          | 電話線切断<br>機体損傷         |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 37 | H23.8.20 | 水稻防除 | 架線(避雷線)に接触し墜落                                      | 架線切断<br>機体損傷          |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 38 | H23.8.26 | 水稻防除 | 電線に接触し墜落                                           | 電線切断(停電:1戸)<br>機体損傷   | ○    | ○ |   | ○ |   |
| 39 | H23.8.28 | 水稻防除 | 架線(電柱支線)に接触し墜<br>落                                 | 機体損傷<br>(架線切断なし)      | ○    |   |   |   |   |
| 40 | H23.8.31 | 水稻防除 | 電話線に接触し墜落                                          | 電話線損傷<br>機体損傷         |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 41 | H23.9.1  | 水稻防除 | 架線(電柱引っ張り線)に接<br>触し墜落                              | 機体損傷<br>(架線切断なし)      | ○    | ○ |   |   |   |
| 42 | H23.9.2  | 大豆防除 | 電話線に接触し墜落                                          | 電話線切断<br>機体損傷         |      | ○ | ○ | ○ |   |
| 43 | H23.9.19 | 大豆防除 | 架線(避雷線)に接触しその<br>まま宙吊り                             | 架線切断<br>機体損傷          |      | ○ | ○ |   | ○ |

## 平成23年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う 事故情報の報告を踏まえた事故防止のポイント

### 1 散布ほ場及びその周辺の事前確認の強化、徹底

- (1) 電線等の架線への接触による事故が多くを占めているが、これを防止するためには、まず架線等の危険箇所について事前に正確に把握しておく必要があり、細い架線、電柱支線等の視認しにくい危険箇所の有無については特に注意が必要である。
- (2) また、1つの原因ではなく、複数の原因が組み合わさって発生した事故が多いが、散布ほ場及びその周辺の事前の確認不足が、操作要員と補助員との連携不足や操作要員の操作ミス、目測誤り等を引き起こす要因となることが多く、事故防止のためには、事前確認を徹底した上で、散布時にとるべき安全対策を検討、実施することが非常に重要である。
- (3) このためには、散布ほ場及びその周辺の状況が分かる地図等を用い、具体的に目で見え、後に残る形で事前確認を行うことが有効である。また、地図を用いることにより、操作要員や補助員だけでなく、散布関係者全員で危険箇所等の情報を共有することが容易となるので、この点でも有効である。
- (4) 以上を踏まえ、次の対策を実施する。

- ① 実施主体は、散布ほ場及びその周辺の危険箇所等を具体的に書き込んだ散布ほ場地図を作成し、散布実施前までに散布実施者に配布すること。
  - ② 散布実施者は、散布直前に行うほ場及びその周辺の実地確認（以下、「直前の下見」という。）の際、①の地図を用い、地図に記載された危険箇所を確認するとともに、記載されていない危険箇所がないか確認すること。特に、細い架線、電柱支線等の視認しにくい危険箇所の有無について十分に確認すること。

### 2 操作要員と補助員の連携強化

- (1) 操作要員と補助員との連携不足が原因の場合、
  - ① 補助員は、操作要員も危険箇所を認識できているものと思い、特段の指示を出さなかったが、実際は操作要員は認識しておらず事故に至った事例
  - ② 補助員の配置が不適切で、操作要員の死角をカバーできておらず事故に至った事例
 等がある。

また、操作要員も補助員も危険箇所として認識していたものの、操作要員が目測を誤ったために事故に至った事例もある。

(2) こういった事故を防ぐためには、操作要員と補助員の連携を強化し、双方が確実に情報共有し、的確に情報伝達をする必要がある。

(3) 以上を踏まえ、次の対策を実施する。

- ① 直前の下見は操作要員と補助員が共同で実施し、危険箇所等の情報を確実に共有すること。
- ② 飛行経路、操作要員と補助員等の配置については、直前の下見の結果を考慮して、再度検討した上で確定すること。
- ③ 散布実施時、補助員は、操作要員の注意不足や思い込み、目測誤り等の可能性も考慮した上で、散布状況を常に的確に操作要員に伝達すること。

### 3 その他

(1) 日々のは場管理を行っている散布委託者は、は場の情報を一番把握しており、その情報は安全対策の検討、実施のために大変重要である。このため、散布実施者だけでなく、散布委託者等を含めた関係者で連携して安全対策を実施することが必要である。

(2) は場内に複数の架線が交差しており、架線の上下を飛行せざるを得ない等の、十分な安全対策を実施することが困難な区域では、事故防止の観点から、無理に無人ヘリでの散布を行わず、地上散布等の別な対応を検討する必要がある。

(3) 危険箇所や過去の事故等に関する情報については、は場地図に記載し保存する等の方法により次回以降の散布実施者に引き継ぐことで、次回以降の安全対策をより効率的に実施することができる。

(4) 以上を踏まえ、次の対策を実施する。

- ① 安全対策の検討、実施に際しては、散布実施者のみならず、散布委託者等を含めた関係者で連携すること。
- ② 十分な安全対策を実施できない場合には、散布を行わないこと。
- ③ 危険箇所や過去の事故等の情報については、は場地図に記載し保存する等の方法により、次回以降の散布実施者に確実に引継ぐこと。

23 消安第 4959 号

平成 23 年 12 月 28 日

社団法人 農林水産航空協会会長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

平成 23 年度の無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の  
報告状況及び平成 24 年度以降に向けた安全対策の徹底について

このことについて、別添のとおり北海道、地方農政局等に通知しましたので、  
御了知の上、貴協会会員に対し、安全対策の更なる徹底について周知をお願いします。

\*\*\*\*\* 全農薬ひろば \*\*\*\*\*

ストック（学名：Matthiola incana、英名：garden stock、和名：アラセイトウ

漢名：紫羅欄花）ストックは、英語で「幹」や「茎」を意味し、しっかりした茎の花からその名がついた。原産地の南ヨーロッパでは多年草であるが、日本では秋蒔き一年草として扱っている。開花期は早春～春で花壇に植える他、切り花にされることが多い。西洋では古くから香りの強い植物が好まれてきたが、ストックも良い香りを持っており、早春に咲く花として人気が高い。また、ストックの学名 Matthiola incana の「incana」とは、灰白の柔毛で覆われた。を意味し、Matthiola（マッティオラ）は16世紀のイタリア、シエーナの医師で博物学者だったピエトロ・アンドレア・マッティオリ（Pietro Andrea Mattioli）の名前にちなむ。日本には江戸初期にポルトガル人が持ち込んだとされているが、切り花用としては大正時代に入ってきたと言われている。

写真：早秋の千葉県南房総市千倉町のストック畑



ス

トックの栽培は古く、ギリシャ時代から栽培されていた。また、古代ギリシャやローマ時代では薬草として利用されていたとの文献もある。和名のアラセイトウ（紫羅欄花）は、葉が毛織物の羅紗（ラシャ raxa）に似ていることから命名されたと言われている。ラシャはポルトガル語読みでは「ラセイタ」と呼ぶことから「葉ラセイタ」→「アラセイタ」→と転化して「アラセイトウ」に変化した。花言葉：「未来を見つめる、努力、思いやり」

最近、小説新潮に連載されている真山 仁さんの「沈黙の代償」が注目されている。ネオにコチノイド剤を題材にしている。興味のある方は読まれたらいかがか。（消費税込みで999円）  
(M)